

届出設置制度の課題と見直しの検討について

課題1. 目的養成分野の取扱い

(1) 現状

特に保健衛生学分野において、届出により設置されている教員組織の質の確保に懸念が生じている。また、学位の分野が大括（くく）りに定められていることから、看護師や理学療法士等のいわゆる目的養成分野についても、保健衛生学等として一括（くく）りの分野として扱われている。他方、目的養成分野においては、カリキュラムや教員に求められる専門性が相当程度明確であり、かつ分野間での互換性があまり高くないことから、届出設置に際してほとんど新規採用教員のみで教員組織を構成するケースも少なくなく、教育研究の質の担保に大きな懸念がある。

(現状において届出設置が可能な例)

既設：保健衛生学部理学療法学科（保健衛生学関係）



届出設置：看護学部看護学科（保健衛生学関係）

(2) 考えられる見直しの例

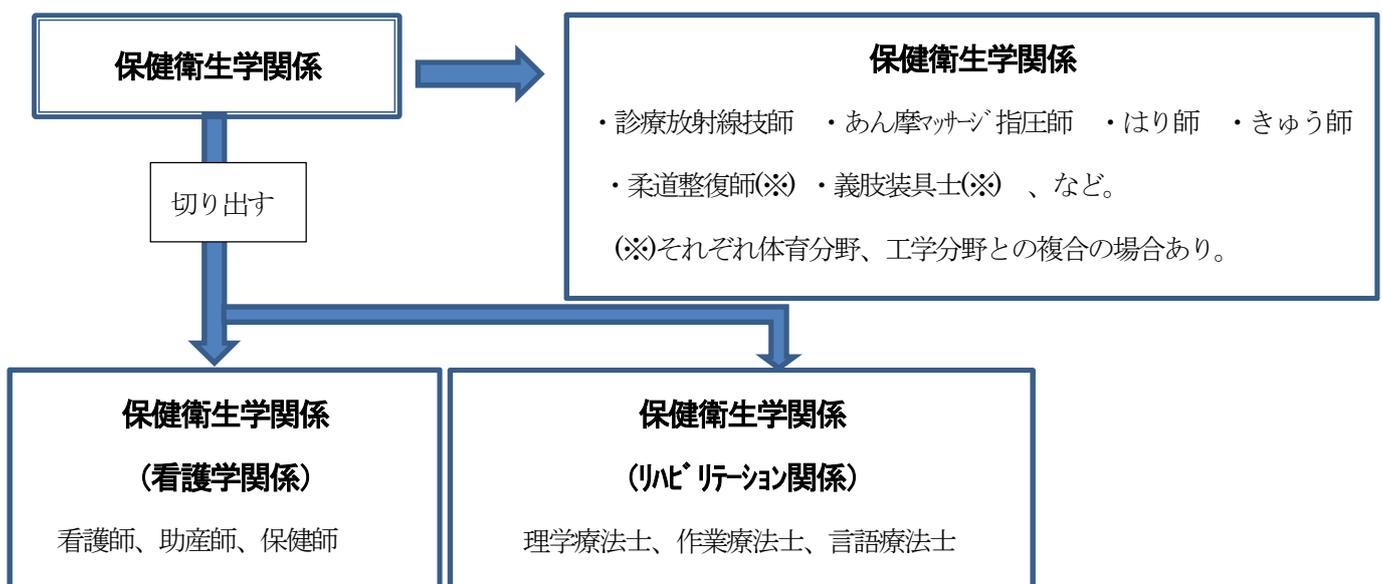
- 届出で設置することで教員審査を経ないため、教員組織の質の確保に懸念が生じている特に保健衛生学分野に着目。
- 保健衛生学分野の目的養成分野については、独立した分野として取り扱うこととし、異なる目的養成分野間における届出設置等は認めない。その際に、問題となっている設置件数が最近多く、現在問題となっている分野のみを独立した分野として取り扱うことを検討。
- 看護師、助産師、保健師のようにカリキュラム等に相当程度の重複等が見られるものについては、一括（くく）りの分野として取り扱うことを検討。
- 大学院については、基本的には基礎となる学部等が設置されており、当該基礎となる学部等が目的養成を行っている場合は高度専門職業人の育成を行っていることが多いことから、教育研究の連続性を踏まえ、学部と同様に取り扱うことを検討。

保健衛生学分野は、届出により設置した案件の教員組織に関し、他の学位の分野の状況と比べると学位を有していない者や修士以上の学位を有していない者の割合、届出時の現職が大学教員ではない者の割合が高い。

また、保健衛生学分野における目的養成については、他の学位の分野に比べ多岐に渡り、互換性があまり高くない多数の目的養成分野間において届出による設置が認められている状況。

このうち、届出による設置件数が多いものとしては、看護師養成、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の養成に係る組織。

カリキュラム等に相当程度の重複がみられるもの等の観点から二つに分類し、保健衛生学関係から切り出す。他の目的養成分野については、届出による設置件数が少なく現状として特段問題となっていないことから従来通りの取扱いとする。



課題2. 学際分野の取扱い

(1) 現状

現在、学際分野として取り扱われているケースの多くが、複数の学位の分野に跨（またが）り、かつその構成分野がほぼ特定できるものである。また、これらのケースでは同一学科内に分野に応じたコースを設けるなどによって、事実上「学際」的な教育を行っていないものもみられる。

さらに、以下の例のような流れで既存組織では授与していなかった学位の分野を含む学部等を、認可を経ることなく届出のみで設置することが可能となっている。

(例)

既設：法学部法学科（法学関係）



届出設置：政治経済学部政治経済学科（法学関係・経済学関係の学際）



届出設置：経営学部経営学科（経済学関係）

(2) 考えられる見直しの例

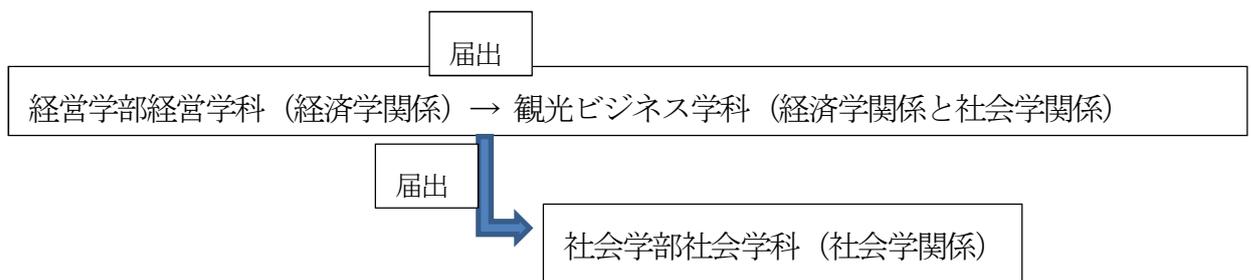
○構成分野が複数に跨（またが）るが、主となる分野が存在する場合は、他の分野の要素があっても「複合」分野として取り扱うのではなく、主となる分野の学位を授与するものとして取り扱う。

<例>

経営学部経営学科（経済学関係） → 観光ビジネス学科（経済学関係と社会学関係）

(現行)

観光ビジネス学科について経済学関係と社会学関係の学際分野として考え、観光ビジネス学科の必要専任教員数の1/2以上が、既設の組織に所属していた教員で占められていれば届出による設置が可。さらに、観光ビジネス学科を基に社会学部等を届出により設置することも可。



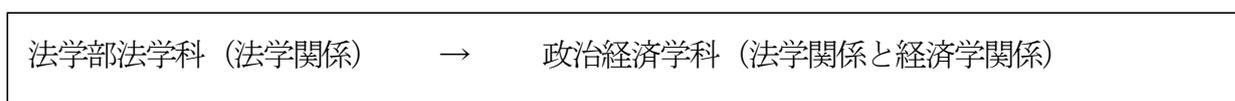
(見直し後)

観光ビジネス学科について、例えばビジネスに重点を置いた教育課程であれば、経営学部の下に設置されていること等を踏まえ、主となる分野である経済学関係の分野として考える。



○構成分野が複数に跨(またが)り、それぞれの学位の分野が特定でき、それぞれの分野の学位を授与するものとして適当と認められる場合は、「複合」分野として取り扱う。このとき、大学全体として授与する学位の分野が増える場合には届出設置は認めない。

<例>



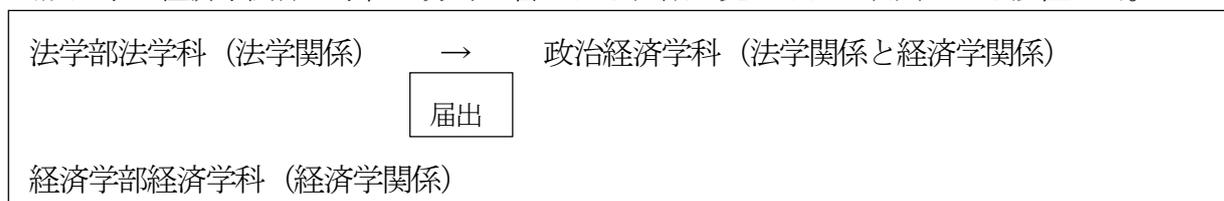
(現行)

政治経済学科について学際分野として考え、政治経済学科の必要専任教員数の1/2以上が、既設の組織に所属していた教員で占められていれば届出による設置が可。

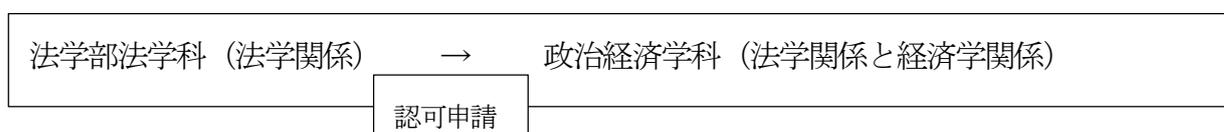
(見直し後)

政治経済学科について複合分野として考える。

- ・当該大学に経済学関係の学位の分野が含まれる組織が既にあれば届出による設置が可。



- ・当該大学に経済学関係の学位の分野が含まれる組織がなければ認可申請。



○構成分野が特定できないような「学際」分野については、基本的には認可申請とする。他方、学科から学部への改組転換等、教員組織等に実質的な変更を伴わない組織再編については、以下の条件のもと、既存組織のノウハウが活用できることが担保される場合は、届出を認めることとする。

<例>

| | | |
|--------------|---|--------------|
| 人文学部教養学科（学際） | → | 教養学部教養学科（学際） |
|--------------|---|--------------|

- ①既存組織を基に新設組織を設置する計画であり、既存組織を廃止する計画であること。
- ②新設組織の必要専任教員数の2分の1以上が既存組織に所属していた教員から移行するものであること。

スケジュール案

施行日：平成26年4月1日から施行を予定。

届出制度の見直しについて

1. 制度概要及び現行制度上の課題

(1)届出制度について:学部等の設置において、学位の種類又は分野の変更を伴わないものについては、既存の教員等の活用によって一定の質の担保が可能である場合、認可の例外として文部科学大臣に予め届出することによって設置が可能(学校教育法第4条第2項等)

(2)現行制度における課題:

・既存の教員等の活用では「対応困難」と考えられるものまで届出の対象となっており、質保証の観点から大きな課題がある(*本来、届出制度の趣旨から排除すべきものが、規定の不整備によって排除し切れていない。そのため、認可審査を避けるための「抜け穴」的に使用されるということが起こりうる。

2. 現行制度における抜け道

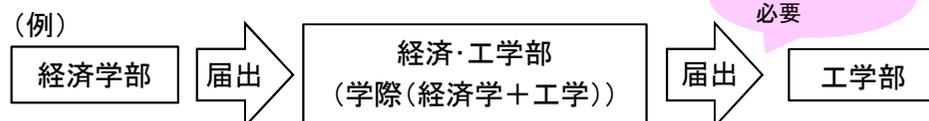
(1)目的養成分野の取扱いにおける抜け道:

・「保健衛生学関係」は、「保健衛生学関係」(放射線技師、鍼灸、柔道整復師等)、「看護学関係」(看護師・助産師・保健師)、「リハビリテーション関係」(理学療法士・作業療法士・言語聴覚士)等、学問分野の括り方が大きいと、本来なら、専門分野が大きく異なるもの、教員組織の質に懸念があるものが届出制度で設置ができてしまうという制度上の抜け穴がある。



(2)学際分野の取扱いにおける抜け道:

・学際分野の見なし規定で、2段階の届出設置で、本来なら認可が必要となるような、全く異なる分野のものをすることができてしまうという制度上の抜け穴がある。



3. 見直しの方向性

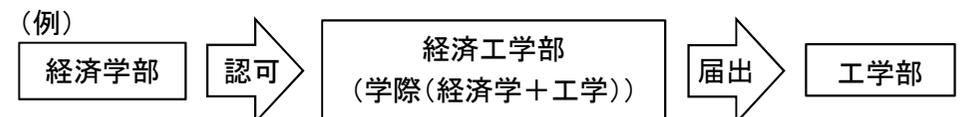
(1) 目的養成分野の取扱いの見直し:

保健衛生学分野を、「看護学関係」(看護師等)、「リハビリテーション関係」(理学療法士等)、及び「その他保健衛生学関係」(柔道整復師等)に3分割する。



(2) 学際分野の取扱いの見直し:

- ①基本的に主たる分野で判定する。
- ②複合分野が明確であるものは、学際分野ではなく、各分野の複合体として取り扱う。この時、大学全体として学位の分野が増える場合は届出を認めない。
- ③分割できない学際分野(教養学部等)で、専任教員数が2分の1以上である等、既存の組織を基にした計画である場合は、届出を認めること。



○ 学位の種類及び分野の変更等に関する基準（平成十五年文部科学省告示第三十九号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

| 別表第一 | | 改 正 案 | 別表第一 | 現 行 | |
|--|---|--|---|--|---|
| 学位の種類 | 学位の分野 | 学位の種類 | 学位の分野 | 学位の種類 | 学位の分野 |
| 学士、修士及び博士 専門職学位（法務博士（専門職）及び教職修士（専門職）を除く。） | 文学関係、教育学・保育学関係、法学関係、経済学関係、社会学・社会福祉学関係、理学関係、工学関係、農学関係、獣医学関係、医学関係、歯学関係、薬学関係、家政関係、美術関係、音楽関係、体育関係、保健衛生学関係（看護学関係）、保健衛生学関係（リハビリテーション関係）、保健衛生学関係（看護学関係及びリハビリテーション関係を除く。） | 学士、修士及び博士 専門職学位（法務博士（専門職）及び教職修士（専門職）を除く。） | 文学関係、教育学・保育学関係、法学関係、経済学関係、社会学・社会福祉学関係、理学関係、工学関係、農学関係、獣医学関係、医学関係、歯学関係、薬学関係、家政関係、美術関係、音楽関係、体育関係、保健衛生学関係 | 学士、修士及び博士 専門職学位（法務博士（専門職）及び教職修士（専門職）を除く。） | 文学関係、教育学・保育学関係、法学関係、経済学関係、社会学・社会福祉学関係、理学関係、工学関係、農学関係、獣医学関係、医学関係、歯学関係、薬学関係、家政関係、美術関係、音楽関係、体育関係、保健衛生学関係 |

| | | | | |
|-------|-------|---|-------|--|
| 学科の種類 | 別表第二一 | <p>備考 学際領域等右記の区分により難い学位の分野の判定に当たっては、既設の学部等の廃止を伴い、かつ、設置等又は開設に係る学部等の教員数（大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）その他の法令の規定に基づき必要とされる教員数をいう。以下同じ。）の半数以上が当該既設の学部等に所属していた教員で占められること等により、設置等又は開設の前後において、当該大学が授与する学位の分野の変更を伴わないと認められる場合に限り、第一条第一項第二号又は第二項第二号の規定に該当するものとして取り扱う。</p> | (略) | (略) |
| | | | 短期大学士 | <p>文学関係、教育学・保育学関係、法学関係、経済学関係、社会学・社会福祉学関係、理学関係、工学関係、農学関係、家政関係、美術関係、音楽関係、体育関係、保健衛生学関係（看護学関係）、保健衛生学関係（リハビリテーション関係）、保健衛生学関係（リハビリテーション関係）、保健衛生学関係（看護学関係及びリハビリテーション関係を除く。）</p> |
| 学科の分野 | | | | |

| | | | | |
|-------|-------|---|-------|---|
| 学科の種類 | 別表第二一 | <p>備考 学際領域等右記の区分により難い学位の分野の判定に当たっては、設置等又は開設に係る学部等の教員数（大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）その他の法令の規定に基づき必要とされる教員数をいう。以下同じ。）の半数以上が既設の学部等に所属していた教員で占められる場合に限り、第一条第一項第二号又は第二項第二号の規定に該当するものとして取り扱う。</p> | (略) | (略) |
| | | | 短期大学士 | <p>文学関係、教育学・保育学関係、法学関係、経済学関係、社会学・社会福祉学関係、理学関係、工学関係、農学関係、家政関係、美術関係、音楽関係、体育関係、保健衛生学関係</p> |
| 学科の分野 | | | | |

| | |
|---|---|
| <p>備考 学際領域等右記の区分により難い学科の分野の判定に当たっては、既設の学科の廃止を伴い、かつ、設置に係る学科の教員数の半数以上が当該既設の学科に所属していた教員で占められること等により、当該設置の前後において、学科の分野の変更を伴わないと認められる場合に限り、第二条の規定に該当するものとして取り扱う。</p> | <p>高等専門学校の学科</p> <p>文学関係、教育学・保育学関係、法学関係、経済学関係、社会学・社会福祉学関係、理学関係、工学関係、農学関係、家政関係、美術関係、音楽関係、体育関係、保健衛生学関係（看護学関係）、保健衛生学関係（リハビリテーション関係）、保健衛生学関係（看護学関係）（看護学関係及びリハビリテーション関係を除く。）</p> |
| <p>備考 学際領域等右記の区分により難い学科の分野の判定に当たっては、設置又は開設に係る学科の教員数の半数以上が既設の学科に所属していた教員で占められる場合に限り、第二条の規定に該当するものとして取り扱う。</p> | <p>高等専門学校の学科</p> <p>文学関係、教育学・保育学関係、法学関係、経済学関係、社会学・社会福祉学関係、理学関係、工学関係、農学関係、家政関係、美術関係、音楽関係、体育関係、保健衛生学関係</p> |